証券コード　9744
2021年５月31日

株　主　各　位

本店所在地：名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東京本社：東京都台東区上野一丁目１番10号
株式会社メイテック
代表取締役社長　　國分秀世

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素はご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。

株主の皆様におかれましても、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただくようお願い申しあげます。

なお、書面またはインターネット等による議決権の行使をいただける場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月21日（月曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2021年６月22日（火曜日）**午後２時**
（受付開始は、午後１時30分とさせていただきます。
午後１時30分以前はご入場いただけませんのでご注意ください。）

２．場　　所　東京都台東区上野一丁目１番10号　オリックス上野１丁目ビル ７階
株式会社メイテック　東京本社

３．目的事項

報告事項
1. 第48期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当（第48期期末配当）の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

⑴郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年６月21日（月曜日）の午後６時までに到着するようご返送ください。

⑵インターネットによる議決権行使について

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のお手続きについては、次頁をご参照ください。なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

⑶議決権行使書用紙に賛否が表示されない場合の取扱い

書面による議決権行使をされた場合で、議決権行使書用紙に賛否を表示されない場合には、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。

⑷インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑸書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

⑹議決権の不統一行使について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5．インターネット開示に関する事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：https://www.meitec.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL：https://www.meitec.co.jp/）において周知させていただきます。

＜インターネットによる議決権の行使等についてのご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

（1）議決権行使サイトについて
① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）
② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
④ インターネットによる議決権行使は、2021年６月21日（月曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（2）インターネットによる議決権行使方法について
① パソコン、携帯電話による方法
・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
② スマートフォンによる方法
・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
・セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記（2）①パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

（3）複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

（4）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

当社ウェブサイトのご案内
　当社は、インターネット上にウェブサイトを開設し、月次稼働率等主要経営指標、また決算・四半期決算等の発表資料など、最新の企業情報を開示しております。
　URL:https://www.meitec.co.jp/
　なお、第48回定時株主総会開催のご案内につきましては、次のURLに掲載しております。
　URL:https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.html

機関投資家の皆様へ
　当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当（第48期期末配当）の件

利益配分に関する当社の基本的な考え方は、業績に基づいた成果配分です。

配当については、配当性向を50％以上とし、最低水準は連結株主資本配当率（DOE）５％としています。

期末の配当金につきましては、上記の基本方針に即した業績に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金１１５円５０銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、金3,１４２,７２５,７７８円となります。

これにより、中間配当金（１株につき金６８円５０銭）と合わせまして、年間配当金は１株につき金１８４円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性とバランス及び規模を確保した構成とし、適切な意思決定と経営監督機能の維持と充実を図るため、新任１名及び社外取締役４名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の地位	取締役会出席状況（第48期）	在任年数（本株主総会終結時）
1	國分 秀世（こくぶん ひでよ）	再任	代表取締役社長、メイテックグループCEO、メイテックCEO兼COO	100%（13回／13回）	18年
2	上村 正人（うえむら まさと）	再任	取締役副社長、執行役員	100%（13回／13回）	12年
3	六郷 裕之（ろくごう ひろゆき）	再任	取締役執行役員	100%（13回／13回）	6年
4	伊藤 圭介（いとう けいすけ）	再任	取締役執行役員	100%（13回／13回）	4年
5	飯田 圭哉（いいだ けいや）	新任	執行役員	—	—
6	清水 三七雄（しみず みなお）	再任 社外 独立	取締役	100%（13回／13回）	10年
7	岸 博幸（きし ひろゆき）	再任 社外 独立	取締役	92.3%（12回／13回）	10年
8	山口 陽（やまぐち あきら）	再任 社外 独立	取締役	100%（13回／13回）	2年
9	横江 公美（よこえ くみ）	再任 社外 独立	取締役	100%（13回／13回）	2年

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任

國分　秀世
（1959年10月20日）

・在任年数　18年
・第48期取締役会への出席状況
13回／13回（100%）
・所有する当社株式数
14,600株</td><td>1982年４月　当社入社
1996年２月　厚木ソリューションセンター長
1999年11月　社長室長
2002年４月　カスタマーリレーションセンター長
2003年４月　執行役員
2003年６月　取締役
2004年11月　広報部長、社長室長
2006年４月　派遣事業グループ副CEO
2007年１月　派遣事業グループCEO、事業部門管掌
2009年３月　営業推進センター長
2014年４月　代表取締役社長（現任）、メイテックグループCEO（現任）、メイテックCEO兼COO（現任）

〔現在の地位（担当）〕
代表取締役社長、メイテックグループCEO、メイテックCEO兼COO
（プライムエンジニアリングファーム推進・CSR室担当）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社メイテックフィルダーズ取締役
株式会社メイテックキャスト取締役
株式会社メイテックネクスト取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社の代表取締役社長兼グループCEOを務めており、また、当社において事業現場、広報、社長室、業務企画部門、キャリアサポート部門等の幅広い分野の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する豊富な経験、高い見識などを有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任

上　村　正　人
（1967年7月23日）
・在任年数　12年
・第48期取締役会への出席状況
13回／13回（100%）
・所有する当社株式数
9,400株</td><td>1990年４月　株式会社埼玉銀行（現：株式会社埼玉りそな銀行）入行
1999年７月　株式会社あさひ銀行（現：株式会社りそな銀行）企画部
2003年３月　株式会社りそなホールディングス財務部兼株式会社りそな銀行企画部
2007年１月　当社入社
経営情報部長
2008年３月　執行役員（現任）
2009年６月　取締役
2019年４月　取締役副社長（現任）

〔現在の地位（担当）〕
取締役副社長、執行役員
（経営戦略・ＩＲ担当、エンジニアリングソリューション事業部門（ハイエンド領域）・グループキャリアサポート部門統括、グループ拠点業務改革推進室・情報システム部管掌、社長室・株式会社メイテックフィルダーズ担当）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社メイテックフィルダーズ取締役
株式会社メイテックキャスト取締役
株式会社メイテックＥＸ取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社の取締役副社長を務めており、また、当社において、経理・財務・IRその他経営管理に関する部署の責任者を務めるなど、当社グループ事業に関する豊富な経験、高い見識を有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任

六郷 裕之（ろくごう ひろゆき）
（1961年7月5日）

・在任年数　6年
・第48期取締役会への出席状況
13回／13回（100%）
・所有する当社株式数
3,700株</td><td>1985年４月　株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社
1987年４月　株式会社リクルート人材センター（現：株式会社リクルートキャリア）転籍
2000年４月　株式会社リクルートエイブリック（現：株式会社リクルートキャリア）名古屋支社長
2005年４月　同社執行役員
2006年７月　株式会社メイテックネクスト執行役員
2007年６月　同社取締役
2010年６月　同社代表取締役社長
2014年４月　明達科（上海）科技有限公司董事長、明達科（上海）人才服務有限公司董事長
2015年６月　当社取締役（現任）
2017年４月　執行役員（現任）

〔現在の地位（担当）〕
取締役、執行役員
（グループ採用部門統括、キャリアリクルートセンター・株式会社メイテックネクスト担当）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社メイテックフィルダーズ取締役
株式会社メイテックネクスト取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社においてキャリアサポート・採用部門等の責任者を務めており、また、当社グループ会社の代表取締役等を務め紹介事業の拡大成長を推進するなど、当社グループの事業に関する豊富な経験、高い見識を有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任

伊　藤　圭　介
（1968年７月20日）
・在任年数　４年
・第48期取締役会への出席状況
13回／13回（100％）
・所有する当社株式数
3,378株</td><td>1991年４月　当社入社
2006年４月　人事部長
2011年４月　執行役員（現任）
2017年６月　取締役（現任）
2017年９月　株式会社メイテックビジネスサービス代表取締役社長（現任）

〔現在の地位（担当）〕
取締役、執行役員
（人事部・株式会社メイテックＥＸ・株式会社メイテックビジネスサービス担当）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社メイテックビジネスサービス代表取締役社長
株式会社メイテックＥＸ取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社において、人事の責任者を務めており、特例子会社の代表取締役として当社グループの障がい者雇用を促進するなど、当社グループの事業に関する豊富な経験、高い見識を有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>新任

飯　田　圭　哉
（1962年5月18日）
・所有する当社株式数　0株</td><td>1985年３月　東京大学経済学部卒業
1985年４月　通商産業省（現：経済産業省）入省
2011年７月　同省通商交渉官
2014年７月　厚生労働省大臣官房審議官出向
2016年７月　外務省大臣官房審議官出向
2019年７月　経済産業省大臣官房付
2019年11月　当社執行役員（現任）

〔現在の地位（担当）〕
執行役員
（内部監査室担当、CSR室副担当）

〔重要な兼職の状況〕
なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社において、内部監査室の責任者を務めており、また、行政分野における豊富な経験、高い見識を有しているため、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任　社外　独立

清水三七雄
（1961年3月7日）

・在任年数　10年
・第48期取締役会への出席状況
13回／13回（100％）
・所有する当社株式数　0株</td><td>1985年３月　東京大学法学部卒業
1988年４月　最高裁判所司法研修所入所
1990年４月　弁護士登録（東京弁護士会）
河合・竹内・西村・井上法律事務所（現：さくら共同法律事務所）入所
1996年７月　さくら共同法律事務所パートナー弁護士
2005年10月　清水三七雄法律事務所設立（現任）
2011年６月　当社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕
弁護士（清水三七雄法律事務所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】
弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。
同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況
7	再任　社外　独立  岸　博幸（きし　ひろゆき） （1962年9月1日） ・在任年数　10年 ・第48期取締役会への出席状況 12回／13回（92.3%） ・所有する当社株式数　0株	1986年４月　通商産業省（現：経済産業省）入省 1995年10月　朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）出向 1998年６月　通商産業省（現：経済産業省）復職 2000年８月　内閣官房情報通信技術（IT）担当室出向 2001年10月　経済財政政策担当大臣補佐官 2002年10月　金融担当大臣補佐官 2004年９月　経済財政政策担当・郵政民営化担当大臣秘書官 2005年10月　総務大臣秘書官 2006年10月　慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ総合研究機構助教授 2007年１月　エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社特別顧問 2007年４月　慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ総合研究機構准教授 2007年６月　エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社取締役 2008年４月　慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授（現任） 2010年６月　エイベックス・マーケティング株式会社（現：エイベックス・エンタテインメント株式会社）取締役 2011年６月　当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大学院教授として幅広い見識を有しており、また行政分野における経験及び一部上場企業での取締役としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況
8	再任　社外　独立  山口（やまぐち）　陽（あきら） （1956年8月6日） ・在任年数　2年 ・第48期取締役会への出席状況 13回／13回（100%） ・所有する当社株式数　0株	1979年４月　大京観光株式会社（現：株式会社大京）入社 1998年７月　同社北関東支店長 1999年６月　同社取締役 2005年４月　同社取締役常務執行役員 2005年６月　同社取締役兼常務執行役 2007年６月　同社取締役兼専務執行役 2008年10月　扶桑レクセル株式会社代表取締役社長 2010年６月　株式会社大京取締役兼代表執行役社長 2014年６月　株式会社大京アステージ代表取締役社長 2018年６月　株式会社大京上席顧問 2019年６月　当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 なし
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 一部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（担当）及び重要な兼職の状況
9	再任 社外 独立  横江　公美（よこえ　くみ） （1965年4月16日） ・在任年数　2年 ・第48期取締役会への出席状況 13回／13回（100%） ・所有する当社株式数　0株	2001年５月　VOTEジャパン株式会社取締役社長 2011年６月　The Heritage Foundation　Senior Fellow 2017年４月　東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。	

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．清水三七雄氏、岸博幸氏、山口陽氏、横江公美氏は、社外取締役候補者であります。
３．清水三七雄氏、岸博幸氏、山口陽氏、横江公美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
４．当社は、清水三七雄氏、岸博幸氏、山口陽氏、横江公美氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。４氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は４氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は31頁のとおりであります。第2号議案「取締役9名選任の件」記載の取締役候補者9名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
６．当社の「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、18頁及び19頁に記載の通りです。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役植松正年氏及び渡部博氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の充実を図るため、新任１名を含む監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	再任　社外　独立  植松正年（うえまつまさとし） （1958年７月７日） ・在任年数　４年 ・第48期取締役会への出席状況 13回／13回（100%） ・第48期監査役会への出席状況 13回／13回（100%） ・所有する当社株式数 600株	1981年４月　株式会社埼玉銀行（現：株式会社埼玉りそな銀行）入行 2007年４月　同社内部監査部長 2013年４月　株式会社近畿大阪銀行（現：株式会社関西みらい銀行）常勤社外監査役 2017年４月　ジェイアンドエス保険サービス株式会社監査役 2017年６月　当社社外監査役 2018年６月　当社常勤社外監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイテックフィルダーズ監査役
	【社外監査役候補者とした理由】 大手銀行での経営や内部監査に携わられた幅広い経験と知見を有していること、及び金融機関での監査役としてのご経験等を活かし、社外監査役として当社の経営監視体制の充実に引き続き寄与していただけると判断したためです。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>新任　社外　独立

山口光信
（1958年1月24日）
・所有する当社株式数　0株</td><td>1981年３月　中央大学商学部卒業
1983年９月　監査法人太田哲三事務所（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
1987年８月　公認会計士登録
2020年７月　山口公認会計士事務所開業（現任）

〔重要な兼職の状況〕
公認会計士（山口公認会計士事務所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外監査役候補者とした理由】
公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、社外監査役として当社の経営監視体制に寄与していただけると判断したためです。
なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．植松正年氏及び山口光信氏は、社外監査役候補者であります。
３．植松正年氏及び山口光信氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、植松正年氏は、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。また、山口光信氏が社外監査役に選任され、かつ就任した場合、同取引所に独立役員として指定し、届け出をする予定です。
４．当社は、植松正年氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。植松正年氏が社外監査役に選任され、かつ就任した場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山口光信氏が社外監査役に選任され、かつ就任した場合は、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は31頁のとおりであります。第3号議案「監査役2名選任の件」記載の監査役候補者2名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該監査役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
６．当社の「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、18頁及び19頁に記載の通りです。

〈ご参考１〉

メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準

１．全ての取締役及び監査役

・ 真摯さや高い倫理観を有し、受託者責任を認識して行動できる者

２．全ての独立社外役員（取締役・監査役）

・ 別に定める「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を充たす者
・ 客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動が期待できる者
・ 財務・会計・法務・税務・人事・ITなどの専門分野に関する知見を持つ者、企業経営の経験者、当社事業に関する豊富な経験や専門的知見を持つ者
・ 社外役員を俯瞰し、専門的知見が偏在しないよう、バランスと多様性の確保に努める

３．取締役

⑴〈社内〉取締役

・ 会社の最善の利益のために公正で誠実に行動できる者
・ エンジニアに豊かなエンジニア人生を提供し、お客さまにとって欠かせない真のベストパートナーを実現していく「エンジニアリングソリューション事業やエンジニア紹介事業」などの他、これらをサポートする機能に関する部門において、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者

⑵〈独立〉社外取締役

・ さまざまな事業への理解力を有する者
・ 精神的独立性を有する者で、忌憚のない質問をし又は意見を述べ、適切な議決権行使が期待できる者

４．監査役

① 独立の立場の保持に努めながら、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づく行動が期待できる者
② 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者で、原則として１名以上は、財務・会計に関する十分な知見を有する者

⑴常勤監査役

・ 専任として監査に必要な情報の収集力を有するほか、監査の環境整備に努める積極的な行動が期待できる者

⑵社外監査役

・ 上記４.①②に加えて、より高い独立性及び中立性を踏まえて、忌憚のない質問をし又は意見を述べられる者

５．その他幹部

⑴メイテック執行役員

・ 社員役職の最高職位として、経営方針などに基づき、担当範囲において業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者
・ 現場重視の精神などが織り込まれている「役員クレド」に掲げる業務の的確な執行が期待できる者

⑵グループ会社代表取締役社長
・ 当該グループ会社の経営方針などに基づき、業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者、期待できる者

〈ご参考２〉
社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

１．現在及び過去10年間において、当社又は子会社の業務執行者（注1）でないこと（なお、社外監査役にあっては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。）
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう

２．現在、当社の重要な業務執行者（注2）の近親者（注3）でないこと
注2：「重要な業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）又は執行役員をいう
注3：「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう

３．以下のいずれにも該当していないこと
⑴ 当社を主要な取引先とする者（注4）の業務執行者
注4：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結売上高の１％以上の支払いを当社から受けた者をいう
⑵ 当社の主要な取引先（注5）の業務執行者
注5：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の１％以上の支払いを当社に行った者をいう
⑶ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者。）
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円以上の支払いを当社から得ている場合をいう
⑷ 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。）
注7：「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう
⑸ 上記（1）から（4）について、過去５年間において該当する者
⑹ 次の①又は②に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
① 上記（1）から（5）までに掲げる者
② 過去５年間において、当社又は子会社の業務執行者であった者（なお、社外監査役にあっては、非業務執行取締役であった者を含む。）

〈ご参考３〉

第２号議案及び第３号議案が原案通り可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。なお、本一覧表に掲げた経験等は、当社取締役会等において特に活かすことを期待している経験等を示したものであり、各役員が保有している経験等の全てではありません。

氏　名	属性	当社における地位	在任年数	保有する経験、専門的知見等											保有資格等
				企業経営	技術/設計開発	受注営業	採用	CS(注)	人事	IT	財務・会計・税務	法務	経営管理	専門分野における学識経験	グローバル	
國分　秀世		代表取締役社長、メイテックグループCEO、メイテックCEO兼COO	18年	○	○	○		○		○			○			
上村　正人		取締役副社長、執行役員	12年	○		○		○	○	○	○		○			
六郷　裕之		取締役執行役員	6年	○			○	○							○	
伊藤　圭介		取締役執行役員	4年	○					○							
飯田　圭哉		取締役執行役員	—										○			行政経験者
清水 三七雄	社外 独立	取締役	10年									○				弁護士
岸　博幸	社外 独立	取締役	10年	○						○				○	○	大学教授・行政経験者
山口　陽	社外 独立	取締役	2年	○									○			上場企業代表取締役経験者
横江　公美	社外 独立	取締役	2年	○						○				○	○	大学教授
植松　正年	社外 独立	監査役	4年										○			
深井　慎	社外 独立	監査役	11年	○						○	○		○		○	
國部　徹	社外 独立	監査役	2年									○				弁護士
山口 光信	社外 独立	監査役	—								○					公認会計士

（注）ＣＳとは、キャリアサポートの略称となります。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年４月１日～2021年3月31日）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年４月に緊急事態宣言が発令され、経済活動が大きく制限されたことに伴い、景況は急速に悪化しました。2020年５月の緊急事態宣言解除後は、一部持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、2021年1月には緊急事態宣言が再発令されるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社の主要顧客である大手製造業各社においても、次代を見据えた技術開発投資は一部で弱含みとなり、当社の受注環境は厳しい状況となりました。

このような状況の中でも、中長期の成長を見据えた採用活動を継続し、グループのエンジニア社員数は増加しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先とした研修を余儀なくされた結果、新入社員の配属は例年より大きく遅延し、さらに厳しい受注環境も加わったことによる稼働率の低下や、夜間外出自粛要請で顧客の残業時間削減が強まったことなどによる稼働時間の低下の影響もあり、前期比で減収となりました。

連結売上高は、前年同期比43億69百万円（4.3%）減収の966億26百万円となりました。連結売上原価は、エンジニア社員の増員に伴う労務費増加要因があったものの、稼働時間低下を主因とする労務費減少等により、前年同期比16億20百万円(2.2%)減少の722億３百万円、連結販売費及び一般管理費は、前期のような一時的なシステム費用等が発生しなかったため、前年同期比57百万円(0.4%)減少の141億88百万円となりました。連結営業利益は、前年同期比26億92百万円(20.8%)減益の102億34百万円となりました。

連結経常利益は、前年同期比26億68百万円(20.6%)減益の103億６百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比20億64百万円(22.7%)減益の70億28百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

①エンジニアリングソリューション事業

連結売上高の９割超を占めるエンジニアリングソリューション事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業においては、エンジニア社員数は増加したものの、稼働率の低下および時間外労働減少による稼働時間の低下の影響もあり、売上高は、前年同期比39億40百万円(4.0%)減収の955億21百

万円となりました。営業利益は、前年同期比25億31百万円（20.3%）減益の99億60百万円となりました。

なお、当社単体の稼働率（全体）は90.4%（前年同期96.4%）、稼働時間については8.31h/day（前年同期8.54h/day）と前年同期比で低下しました。

②エンジニア紹介事業

エンジニアに特化した職業紹介事業を行っている株式会社メイテックネクストにおいては、紹介決定数の減少により、売上高は、前年同期比４億22百万円（25.8%）減収の12億16百万円、営業利益は前年同期比１億60百万円（36.9%）減益の２億73百万円となりました。

（注）1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム等の強化及び整備に対する設備投資を行い、その総額は２億39百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、エンジニアリングソリューション事業２億38百万円、エンジニア紹介事業１百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウエア、その他（ソフトウエア仮勘定）を含めております。

(3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの根幹事業はエンジニアリングソリューション事業であります。「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、５つの価値（エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値）を持続的に向上させます。

エンジニアリングソリューション事業における将来の業績については、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。従いまして、当社グループにおいては、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務について、環境変化を適切に捉えてバランスを取りながら、それぞれの業務を永続して強化し、持続的成長を実現していくことが最大の課題であると認識しています。

①受注営業

エンジニアリングソリューション事業は、エンジニアのキャリアアップを支援する事業でもあります。稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上を図るための受注量の確保はもちろんのこと、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるためにも業務領域を拡大し、機会と場を提供し続けることが最重要であります。従いまして、平時・有事にかかわらず十分な受注を獲得するために、今後も営業システムの変革を継続し、営業力の強化に取り組んでいく所存です。

②採用・増員

日本最大の「プロのエンジニア集団」である当社グループにおいては、エンジニアを中心とした多くの優秀な人材を確保することが成長力の源泉となります。従いまして、当社グループでは、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づいたブランドを労働市場に確立していき、採用力を高めていきます。今後も、平時・有事の市場環境の変化に対応した効率的な採用・増員活動に取り組んでいく所存です。

③キャリアサポート

日本最大の「プロのエンジニア集団」における品質の維持・向上を図るためには、一人ひとりのエンジニアのキャリアアップをきめ細かにサポートしていくことが必要不可欠であります。これらのキャリアサポートを適時適切に実施していくために、エンジニアが提供するサービスの品質を「技術力×人間力＝総合力」と定め、エンジニア主体のキャリアアップ支援の拡大と会社主導のキャリアアップ支援の強化に取り組んでいます。今後も、顧客ニーズの変化や拡大等を適切に把握して、効率的なキャリアサポートの強化に取り組んでいく所存です。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	2018年3月期 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで]	2019年3月期 [2018年4月1日から 2019年3月31日まで]	2020年3月期 [2019年4月1日から 2020年3月31日まで]	2021年3月期 [2020年4月1日から 2021年3月31日まで] (当連結会計年度)
売上高(百万円)	93,618	97,736	100,995	96,626
営業利益(百万円)	11,458	12,635	12,926	10,234
経常利益(百万円)	11,465	12,643	12,975	10,306
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,132	8,829	9,093	7,028
1株当たり当期純利益(円)	286.64	315.43	328.36	255.78
総資産(百万円)	70,934	74,615	77,493	75,038
純資産(百万円)	40,139	42,371	44,327	44,472
1株当たり純資産(円)	1,424.01	1,518.42	1,606.03	1,634.43

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第45期 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで]	第46期 [2018年4月1日から 2019年3月31日まで]	第47期 [2019年4月1日から 2020年3月31日まで]	第48期 [2020年4月1日から 2021年3月31日まで] (当事業年度)
売上高(百万円)	72,252	74,036	75,297	71,452
営業利益(百万円)	9,342	10,157	10,382	8,600
経常利益(百万円)	10,105	10,921	11,290	9,547
当期純利益(百万円)	7,461	7,768	8,112	6,823
1株当たり当期純利益(円)	263.00	277.54	292.95	248.30
総資産(百万円)	61,624	63,978	65,540	64,181
純資産(百万円)	36,434	37,468	38,265	38,007
1株当たり純資産(円)	1,292.67	1,342.72	1,386.40	1,396.84

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況（2021年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社メイテック フィルダーズ	東京都台東区	百万円 120	% 100.0	ミドルレンジのエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックキャスト	東京都千代田区	百万円 100	% 100.0	製造業を主要顧客とした登録型人材派遣事業
株式会社 メイテックEX	愛知県 名古屋市西区	百万円 50	% 100.0	シニアエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックネクスト	東京都台東区	百万円 30	% 100.0	エンジニア特化型の職業紹介事業
株式会社メイテック ビジネスサービス	千葉県柏市	百万円 10	% 100.0	一般事務処理業務の受託

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑺ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

エンジニアリングソリューション事業
エンジニア紹介事業

⑻ 主要な拠点等（2021年３月31日現在）

① 当社

本店	愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東京本社	東京都台東区上野一丁目１番10号
営業拠点	仙台EC（宮城県）、宇都宮EC（栃木県）、高崎EC（群馬県）、 さいたまEC（埼玉県）、熊谷EC（埼玉県）、水戸EC（茨城県）、 筑波EC（茨城県）、千葉EC（千葉県）、東京EC（東京都）、 東京北EC（東京都）、東京南EC（東京都）、八王子EC（東京都）、 立川EC（東京都）、横浜EC（神奈川県）、横浜西EC（神奈川県）、 川崎EC（神奈川県）、厚木EC（神奈川県）、湘南EC（神奈川県）、 三島EC（静岡県）、静岡EC（静岡県）、浜松EC（静岡県）、 浜松東EC（静岡県）、甲信越EC（長野県）、岡崎EC（愛知県）、 豊田EC（愛知県）、名古屋EC（愛知県）、名古屋北EC（愛知県）、 名古屋南EC（愛知県）、三重EC（三重県）、岐阜EC（岐阜県）、 金沢EC（石川県）、滋賀EC（滋賀県）、京都EC（京都府）、 大阪EC（大阪府）、神戸EC（兵庫県）、広島EC（広島県）、 福岡EC（福岡県）、 ソリューションセンターイースト（東京都）、 ソリューションセンターセントラル（愛知県）、 ソリューションセンターFT（愛知県）、ソリューションセンターFD（愛知県）
テクノセンター	厚木テクノセンター（神奈川県）、名古屋テクノセンター（愛知県）

（注）ECとは、エンジニアリングセンターの略称となります。

② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「⑹重要な親会社及び子会社の状況　②子会社の状況」に記載の通りであります。

⑼ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

区　分	従　業　員　数	前　期　末　比
エンジニアリングソリューション事業	11,714名	785名増
エンジニア紹介事業	80名	1名減

② 当社の従業員数

区　分	従　業　員　数	前　期　末　比
エンジニアリングソリューション事業	7,869名	210名増

⑽ 主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　142,854,400株

② 発行済株式の総数　28,600,000株
（自己株式1,390,253株を含む）

③ 株主数　4,538名
（前期末比　349名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,798	10.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,550	9.37
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,289	8.41
明治安田生命保険相互会社	1,565	5.75
日本生命保険相互会社	1,113	4.09
JP MORGAN CHASE BANK 385632	816	3.00
メイテック社員持株会	785	2.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	723	2.65
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	674	2.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	444	1.63

（注）1．当社は、自己株式1,390,253株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2．持株数及び持株比率については、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國分 秀世（こくぶん ひでよ）	メイテックグループCEO メイテックCEO兼COO プライムエンジニアリングファーム推進担当 CSR室担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役副社長	上村 正人（うえむら まさと）	執行役員 経営戦略・ＩＲ担当 エンジニアリングソリューション事業部門（ハイエンド領域）・グループキャリアサポート部門統括 グループ拠点業務改革推進室管掌 社長室担当 株式会社メイテックフィルダーズ担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックＥＸ取締役
取締役	米田 洋（よねだ ひろし）	執行役員 エンジニアリングソリューション事業推進部・ 業務サポート部・広報部担当 株式会社メイテックキャスト担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役	六郷 裕之（ろくごう ひろゆき）	執行役員 グループ採用部門統括 キャリアリクルートセンター担当 株式会社メイテックネクスト担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役	伊藤 圭介（いとう けいすけ）	執行役員 人事部担当 株式会社メイテックＥＸ、 株式会社メイテックビジネスサービス担当 株式会社メイテックＥＸ取締役 株式会社メイテックビジネスサービス代表取締役社長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	清水三七雄（しみずみなお）	弁護士（清水三七雄法律事務所）
取締役	岸　博幸（きしひろゆき）	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
取締役	山口陽（やまぐちあきら）	なし
取締役	横江公美（よこえくみ）	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
監査役	植松正年（うえまつまさとし）	（常勤） 株式会社メイテックフィルダーズ監査役
監査役	渡部博（わたなべひろし）	公認会計士（公認会計士渡部博事務所）
監査役	深井慎（ふかいまこと）	なし
監査役	國部徹（くにべとおる）	弁護士（國部法律事務所）

（注）1．取締役のうち、清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の４氏は、社外取締役であります。
2．監査役 植松正年、渡部博、深井慎、國部徹の４氏は、社外監査役であります。
3．社外取締役である清水三七雄、岸博幸、横江公美の３氏、及び社外監査役である渡部博、國部徹の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。なお、社外監査役である植松正年氏が兼職している株式会社メイテックフィルダーズは、当社の完全子会社であります。
4．社外取締役である清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の４氏、及び社外監査役である植松正年、渡部博、深井慎、國部徹の４氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5．監査役 渡部博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役 深井慎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当期中の取締役及び監査役の異動はありません。
8．当社は、2003年４月１日より執行役員制度を導入しております。2021年３月31日現在の執行役員は下記の通りです。

区　分	氏　名
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）兼 COO（最高業務執行責任者）	國分秀世
取締役副社長執行役員	上村正人
取締役執行役員	米田洋、六郷裕之、伊藤圭介
執行役員	矢部哲也、松井義和、渡辺真司、二村要、田熊剛、 芦田敬大、米沢浩一、野澤正幸、飯田圭哉、 井戸靖彦、伊藤英雄、山下徹、鹿野輝美

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

⑶　補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役と会社法第430条の２第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

⑷　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.企業集団の現況に関する事項 ⑹.重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。現時点では、次回も同様の内容で更新する予定です。

⑸　取締役及び監査役の報酬等の額

イ．取締役及び監査役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は取締役会において「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個別の固定報酬は本方針３(1)より変更ないことを、本方針３(2)業績連動報酬の配分については、その決定プロセスについて、社外取締役を委員長として代表取締役社長と各社外取締役から構成される役員人事諮問委員会にて適正である旨の評価を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」は以下のとおりです。

1. 決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2019年6月開催の第46回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額〉

年額で表示		固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役		220百万円以内	当期純利益（※）の2.5%の額、かつ250百万円以内	470百万円以内
	うち社外取締役分	50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
監査役		50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
合計		270百万円以内	250百万円以内	520百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え

・2003年６月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化するものとし、業務執行取締役の役員報酬における業績連動報酬の割合については、全体は約５割、CEOは約６割を目安とする。
・社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
・2002年３月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額＝（1）固定報酬＋（2）業績連動報酬〈（3）20%相当額の取り扱い〉

（1）個別の固定報酬

代表取締役社長 グループCEO、CEO兼COO	年額	28,800千円	（月額2,400千円）
取締役副社長	年額	24,000千円	（月額2,000千円）
取締役	年額	19,200千円	（月額1,600千円）
社外取締役	年額	9,000千円	（月額　750千円）
常勤監査役	年額	24,000千円	（月額2,000千円）
非常勤監査役	年額	7,800千円	（月額　650千円）

（2）業績連動報酬

・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%に該当する額の１百万円以下を切り捨てた金額、かつ、年額250百万円を上限とする。
・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。

・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループＣＥＯへ一任する決定も許容する。
・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、３ヶ月以内に支払う。

(3) 業績連動報酬（税金控除後）の20%相当額の取り扱い

・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年７月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

(4) 固定報酬と業績連動報酬の割合

・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2.記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3.（2）の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役（社外取締役を除く）の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

4. 付則

・監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
・使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。
使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
・子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
・会社役員賠償責任保険（D&O保険）の個人負担保険料を別途加算する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等

区　分	員　数	固　定　報　酬	業績連動報酬	合　計
取締役（社外取締役を除く）	5名	111百万円	180百万円	291百万円
社外取締役	4名	36百万円	—	36百万円
社外監査役	4名	47百万円	—	47百万円
合 計	13名	194百万円	180百万円	374百万円
社外役員　合 計	8名	83百万円	—	83百万円

（注）１．業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1.企業集団の現況に関する事項 ⑸財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、株主との中長期的な利害の共有を強化するためであります。当社の業績連動報酬は、基準額に対し2.5%の額、かつ250百万円以内

の額としております。
2．取締役の金銭報酬の額は、2019年6月開催の第46回定時株主総会において年額470百万円以内、内社外取締役分は年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
3．監査役の金銭報酬の額は、2016年6月開催の第43回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は3名）です。
4．取締役会は、代表取締役社長國分秀世に対し、社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の「具体的な配分金額」の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務への評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に役員人事諮問委員会にて決定プロセスが適正である旨の評価を得ております。

⑹ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「4．会社役員に関する事項⑴取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

氏　　名	出席の状況	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
清水三七雄（しみずみなお）	取締役会 100% (13回中13回)	弁護士としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
岸　博幸（きしひろゆき）	取締役会 92.3% (13回中12回)	大学院教授として幅広い経験を有しており、また、行政分野における経験及び一部上場企業での取締役としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
山口　陽（やまぐちあきら）	取締役会 100% (13回中13回)	一部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
横江　公美（よこえくみ）	取締役会 100% (13回中13回)	大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。

社外監査役

氏　　名	出席の状況	主な活動状況
植松（うえまつ）　正年（まさとし）	取締役会 100% (13回中13回) 監査役会 100% (13回中13回)	取締役会では適宜質問し、必要に応じ適切な助言、提言等を行い、また監査役会では常勤監査役として各監査役に対し監査状況の報告や意見を述べております。
渡部（わたなべ）　博（ひろし）	取締役会 100% (13回中13回) 監査役会 100% (13回中13回)	特に財務及び会計の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
深井（ふかい）　慎（まこと）	取締役会 100% (13回中13回) 監査役会 100% (13回中13回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
國部（くにべ）　徹（とおる）	取締役会 100% (13回中13回) 監査役会 100% (13回中13回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目		支払額
①	当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の過年度監査実績、当該事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

⑷ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑸ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査役会は会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

第48期におきましては、下記（1）～（12）のとおり各体制を整備・運用したことにより、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な損害を及ぼす事件・事故等は発生しておりません。

⑴ **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社の事業特性や規模等に相応しい社内規程に基づき、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

（運用状況）

取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程にて各取締役の権限及び意思決定手続きを明確化し、各取締役は同規程類に基づき職務執行を行っています。なお、取締役会及び執行役員会の資料及び議事録は全取締役及び監査役が閲覧可能なシステムに常時保存するとともに、個別の取締役による意思決定については、そのプロセス及び結果を記録するシステムを導入しており、必要に応じて全取締役及び監査役が閲覧できる体制を構築しています。

また、内部牽制機能を持つCSR室を所管部署として「メイテックグループ・ヘルプライン制度」を設置し、社内イントラネットにて同制度を周知し、適切に対応しています。

⑵ **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。

また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることが無いよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

（運用状況）

株主総会・取締役会・執行役員会の議事録等を法令、定款及び社内規程等に従い作成し、適切に保存・管理しています。また、「情報管理規程」にて管理すべき情報及び管理方法を定め、適切に運用しています。

⑶ **損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制**

当社は、リスク管理規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響

を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

（運用状況）

「リスク管理規程」にて管理体制を定め、社内イントラネットにて周知を図るとともにリスクの種別毎にリスクを特定し、管理すべきリスクに抜け漏れが無いか確認しています。また、リスクの顕在化の兆候を察知してリスクの顕在化を防止し、又は顕在化した場合の影響の最小化を図るため、「リスク管理要領」にてあらかじめモニタリング項目及び実施部署を特定し、定期的にその内容を取締役会又は執行役員会に報告するとともに、リスクが顕在化した場合の報告体制を整備し、適切に運用しています。さらに、顕在化したリスクが危機にまで発展した場合の、事態の拡大防止と早期収束を図るため、「グループ危機管理規程」にて危機発生時の初動対応や危機対策本部の設置等、危機管理体制を整備しています。当社は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に対して、感染予防強化を継続して社会的責任を果たすべく、同規程に基づきグループＣＥＯ判断の下、グループ一体となって、危機対応に当たっています。なお、各部署のリスク管理の運営などについて内部監査を実施しています。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

（運用状況）

執行役員制度を採用し、各取締役が適切に職務執行と監督の責任を分担し、「職務権限規程」に則った権限委譲を執行役員へ行い、迅速かつ適正な意思決定を行っています。また、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直しています。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、役職員が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を実践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

（運用状況）

経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、社内イントラネットに公開して周知を図るとともに報告体制を整備し運用しています。また、コンプライアンス規程にて、職務職位に応じてコンプライアンスを実践することが全使用人の責務であることを定めるとともに、年１回、全使用人を対象として、eラーニングによる教育を実施しています。メイテックグループ・ヘルプライン制度については、前記（１）の運用状況記載のとおりです。

なお、各部署の法令、定款及び社内規程等の遵守の状況などについて内部監査を実施しています。

⑹ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、経営理念及びメイテックグループ社員行動憲章を共有し、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。

また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、当社内にグループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。

なお、子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制の整備、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、上記(3)乃至(5)を基本方針として、各子会社に対し、それぞれの事業特性や規模等に応じた相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとする。

（運用状況）

全子会社に当社取締役を配し、子会社の業務の適正を管理監督しています。また、「グループ会社管理規程」を定め、当社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化しています。これに基づき当社の事前承認が必要とされた事項については子会社と当社の関係部署にて協力し意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき事項については、子会社より適切に報告を受けました。なお、各子会社の業務について、当社内部監査室が監査を実施しています。

⑺ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置する。

監査役の職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

（運用状況）

監査役室を設置し、業務執行から独立した専属の使用人を１名配置しています。なお、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行うとともに、その指揮命令は監査役が直接行っています。

⑻ **監査役への報告に関する体制**

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に対して適切に報告する体制を整備するとともに、監査役に、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。

（運用状況）

「監査役または監査役会への報告に関する規程」を制定し、社内イントラネットに公開することにより周知しています。また、監査役には、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与しており、監査役は、その判断に基づき適宜必要とされる会議に参加しています。また、意思決定や業務執行に係る重要な情報については監査役の求めに応じて適切に開示しています。

②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社にて発生した事項について、グループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査役に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。

また、子会社監査役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を適時適切に当社監査役に報告する。

（運用状況）

子会社にて発生した事象については、グループ会社管理部署を通じて、当社監査役に適宜報告されています。また、子会社監査役は、子会社の取締役会出席後、及び子会社に関する事件事故等の報告を受けた際は適宜、当社監査役と会合を持ち、当社監査役に子会社の状況等を適時適切に報告しています。

⑼ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

（運用状況）

「監査役または監査役会への報告に関する規程」にて不利な取り扱いを明確に禁止し、その旨周知されています。なお、当社監査役への報告を行ったことに対して、不利な取り扱いが行われた事実はありません。

⑽ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項**

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

（運用状況）

監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を当社の負担にて処理しています。

⑾ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、内部監査担当部署及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。

また、取締役及び使用人が監査役からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して監査役による監査機能の実効性の向上に努める。

（運用状況）

内部監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っています。

また、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリングの要請に対して、適切に協力しています。

⑿ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

（運用状況）

購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しております。また、同時に、反社会的勢力による組織的暴力に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本とし、万が一反社会的勢力より接触があった場合においては、個人で対応せず、担当部署に相談し、組織的に対応することを定めています。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

数多くのエンジニアを無期雇用しているメイテックグループは、中長期的に株主還元の最大化を目指し持続的に成長するために、経済危機の下でも雇用を守り抜くことが不可欠と考えます。よって、利益配分については、「自己資本の“質と量”の充実」を優先しながら、「資金の残高」も考慮した上で、業績に基づく成果を配分する方針です。

自己資本の“質と量”の充実度に加えて、資金の残高が事業運営上の必要資金（連結売上高の月商３ヵ月分）を上回る場合、配当および自己株式取得による総還元性向は100％以内を原則とします。配当は、中間と期末の年２回実施し、配当性向は50％以上を原則とします。配当の最低水準は連結株主資本配当率（DOE）５％といたします。

自己株式の取得は、総還元性向と配当性向の水準を勘案して適時実施します。

取得後の自己株式は発行済株式総数の５％を上限として継続保有します。取得し保有する自己株式の上限を超える部分は当期末までに消却いたします。

（注）

・総還元性向＝年間の株主還元額÷親会社株主に帰属する当期純利益
　年間の株主還元額＝配当金総額（中間配当＋期末配当）＋期中の自己株式取得額
・配当性向＝配当金総額（中間配当＋期末配当）÷親会社株主に帰属する当期純利益
・連結株主資本配当率（DOE）＝配当÷連結株主資本
・月商３ヵ月分＝「必要運転資金（ワーキング・キャピタル）*：連結売上高の月商２ヵ月分」＋「財務基盤強化資金（2010年３月期に相当する危機的な市場環境になった際の事業継続資金）：連結売上高の月商１ヵ月分」
　＊　必要運転資金（ワーキング・キャピタル）は売掛金等を基準に設定

※　自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有します。

特に注記がない限り、本事業報告中に記載の2021年3月期連結会計年度及び第48期事業年度に係る数値については、次の通り表示しております。

・金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。ただし、銭単位の端数については、四捨五入して表示。
・比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**60,885**	**Ⅰ流動負債**	**14,272**
現金及び預金	45,132	未払費用	2,843
受取手形及び売掛金	14,600	未払法人税等	1,214
仕掛品	139	未払消費税等	1,850
その他	1,013	役員賞与引当金	187
貸倒引当金	△0	賞与引当金	6,801
Ⅱ固定資産	**14,153**	その他	1,374
1有形固定資産	**5,122**	**Ⅱ固定負債**	**16,294**
建物及び構築物	3,373	退職給付に係る負債	16,294
工具、器具及び備品	208	**負債合計**	**30,566**
土地	1,487	**純資産の部**	
その他	53	**Ⅰ株主資本**	**45,898**
2無形固定資産	**495**	資本金	5,000
ソフトウェア	476	資本剰余金	6,155
その他	18	利益剰余金	40,903
3投資その他の資産	**8,535**	自己株式	△6,159
投資有価証券	27	**Ⅱその他の包括利益累計額**	**△1,426**
繰延税金資産	7,684	土地再評価差額金	△662
その他	826	退職給付に係る調整累計額	△763
貸倒引当金	△2	**純資産合計**	**44,472**
資産合計	**75,038**	**負債純資産合計**	**75,038**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ 売上高		**96,626**
Ⅱ 売上原価		**72,203**
売上総利益		**24,422**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**14,188**
営業利益		**10,234**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	1	
助成金収入	69	
その他	10	81
Ⅴ 営業外費用		
支払手数料	4	
コミットメントフィー	2	
貸倒損失	1	
その他	0	9
経常利益		**10,306**
Ⅵ 特別損失		
減損損失	4	
その他	0	4
税金等調整前当期純利益		**10,301**
法人税、住民税及び事業税	2,983	
法人税等調整額	289	3,272
当期純利益		**7,028**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,028**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	7,927	38,952	△5,929	45,950
当期変動額					
剰余金の配当			△5,078		△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益			7,028		7,028
自己株式の取得				△2,002	△2,002
自己株式の消却		△1,772		1,772	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,772	1,950	△230	△51
当期末残高	5,000	6,155	40,903	△6,159	45,898

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△662	△961	△1,623	44,327
当期変動額				
剰余金の配当				△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益				7,028
自己株式の取得				△2,002
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	197	197	197
当期変動額合計	－	197	197	145
当期末残高	△662	△763	△1,426	44,472

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**49,903**	**Ⅰ流動負債**	**11,012**
現金及び預金	37,766	未払金	626
受取手形	393	未払費用	2,018
売掛金	10,829	未払法人税等	1,128
仕掛品	128	未払消費税等	1,382
前払費用	549	役員賞与引当金	180
その他	236	賞与引当金	5,302
Ⅱ固定資産	**14,278**	その他	373
1有形固定資産	**5,117**	**Ⅱ固定負債**	**15,161**
建物	3,359	退職給付引当金	15,161
構築物	11	**負債合計**	**26,174**
工具、器具及び備品	206	**純資産の部**	
土地	1,487	**Ⅰ株主資本**	**38,670**
建設仮勘定	53	**1資本金**	**5,000**
2無形固定資産	**466**	**2資本剰余金**	**6,145**
ソフトウェア	447	⑴資本準備金	1,250
その他	18	⑵その他資本剰余金	4,895
3投資その他の資産	**8,694**	**3利益剰余金**	**33,683**
投資有価証券	27	その他利益剰余金	33,683
関係会社株式	1,118	繰越利益剰余金	33,683
繰延税金資産	6,768	**4自己株式**	**△6,159**
差入保証金	682	**Ⅱ評価・換算差額等**	**△662**
その他	96	土地再評価差額金	△662
資産合計	**64,181**	**純資産合計**	**38,007**
		負債純資産合計	**64,181**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ売上高		**71,452**
Ⅱ売上原価		**53,438**
売上総利益		**18,014**
Ⅲ販売費及び一般管理費		**9,414**
営業利益		**8,600**
Ⅳ営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	931	
その他	22	956
Ⅴ営業外費用		
支払手数料	4	
コミットメントフィー	2	
貸倒損失	1	
その他	0	8
経常利益		**9,547**
Ⅵ特別損失		
減損損失	4	
その他	0	4
税引前当期純利益		**9,542**
法人税、住民税及び事業税	2,697	
法人税等調整額	21	2,719
当期純利益		**6,823**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	1,250	6,668	7,918
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△1,772	△1,772
当期変動額合計	－	－	△1,772	△1,772
当期末残高	5,000	1,250	4,895	6,145

(単位：百万円)

	株主資本		
	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,939	△5,929	38,927
当期変動額			
剰余金の配当	△5,078		△5,078
当期純利益	6,823		6,823
自己株式の取得		△2,002	△2,002
自己株式の消却		1,772	－
当期変動額合計	1,744	△230	△257
当期末残高	33,683	△6,159	38,670

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△662	△662	38,265
当期変動額			
剰余金の配当			△5,078
当期純利益			6,823
自己株式の取得			△2,002
自己株式の消却			－
当期変動額合計	－	－	△257
当期末残高	△662	△662	38,007

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　田　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植　木　拓　磨　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　田　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植　木　拓　磨　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月11日

株式会社メイテック　監査役会

常勤社外監査役　植　松　正　年　㊞

社外監査役　渡　部　　博　㊞

社外監査役　深　井　　慎　㊞

社外監査役　國　部　　徹　㊞

以　上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 電話　0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）
1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*）	特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711（通話料無料） ［手続き書類のご請求方法］ ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	

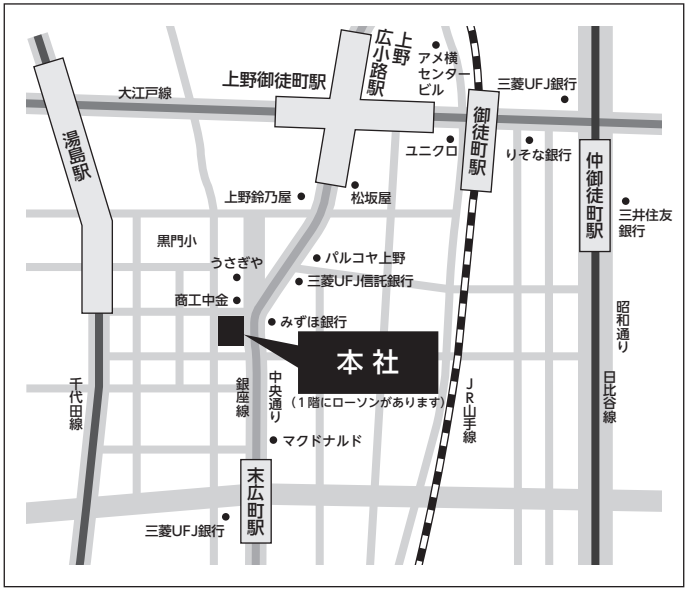
（*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話　0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

メ　モ

株主総会 会場ご案内図



東京都台東区上野一丁目１－10　オリックス上野１丁目ビル７階
株式会社メイテック　東京本社　０３－６７７８－５１００（代表）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会のご出席に際しましては株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

＜交通のご案内＞

ＪＲ山手線・京浜東北線「御徒町」駅　南口出口より徒歩４分
東京メトロ　銀座線「上野広小路」駅　Ａ１出口より徒歩３分
東京メトロ　銀座線「末広町」駅　４番出口より徒歩３分
東京メトロ　千代田線「湯島」駅　６番出口より徒歩３分
東京メトロ　日比谷線「仲御徒町」駅　２番出口より徒歩６分
都営地下鉄　大江戸線「上野御徒町」駅　Ａ１出口より徒歩３分

■　お土産及び駐車場の用意はございません。
■　会場内には、待機場所及び喫煙所を設けておりません。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。